

2 税率の改正（酒税法第 22 条）

イ 改正の概要

「ビールと発泡酒」、「清酒と果実酒及び合成清酒」、「リキュール類と甘味果実酒及びその他の雑酒」の間の税負担格差を現在の 4 分の 1 縮小することとして、5 月 1 日から発泡酒（麦芽比率 50 パーセント以上のものを除く。）、果実酒、合成清酒、甘味果実酒、その他の雑酒（その他のもの）の税率が引き上げられます。

（税率表）

（単位：円/kℓ）

酒 類	基準アルコール分(度)	現 行	改正後	増税額	改正後の加減算税率
発 泡 酒 (麦芽比率 25%未満)	—	105,000	134,250	29,250	—
〔麦芽比率 25%以上 50%未満〕	—	152,700	178,125	25,425	—
果 実 酒	—	56,500	70,472	13,972	—
合 成 清 酒 (注)	15	79,300	94,600	15,300	6,307
甘 味 果 実 酒	12	98,600	103,722	5,122	8,644
そ の 他 の 雑 酒 (その他のもの)	12	98,600	103,722	5,122	8,644

（注）合成清酒のうち、租税特別措置法第 87 条の 3 《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第 1 項に規定されている税率が適用されるものについては、上記の税率は適用されません。

ロ 改正に伴う経過措置等

酒税の税率が引き上げられる酒類については、平成 15 年 5 月 1 日(木)を指定日として、酒類業者が所持する増税対象酒類に対して手持品課税が実施されます。

手持品課税の詳細については、「合成清酒、果実酒、甘味果実酒、発泡酒及びその他の雑酒の手持品課税について」（平成 15 年 4 月）を参照ください。

（ホームページアドレス：<http://www.nta.go.jp/category/sake/02/1615/01.htm>）